

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第62条第2項に基づき、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

3 第1項の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項に基づく協定により、給与の一部を控除して支払うことができる。

(給料)

第3条 給料は、就業規則第34条から第38条までに規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

一 事務職等給料表（別表第1）

二 医療職給料表（別表第2-1）

イ 医療職給料表(1)

ロ 医療職給料表(2)

ハ 医療職給料表(3)

三 福祉職給料表（別表第2-2）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時的に任用された職員及び非常勤の職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級

に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3で定める。

（初任給の基準）

第5条 職員の職務の級は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号給は、別表第4から別表4-4のほか栃木県職員の例になり、当該職員の学歴、前歴等を考慮して理事長が決定する。

（昇格）

第6条 職員を昇格させるときは、1級上位の職務の級に決定する。ただし、当該職員の勤務成績が特に良好であるときは、この限りでない。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、当該職員に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

3 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

（降格）

第7条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

（昇給）

第8条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の号給数は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる号給数とする。ただし、第2号に掲げる職員にあっては、当該年齢に達した日の属する年度の翌年度以降に適用するものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

イ 勤務成績が特に良好である職員 5号給以上（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職給料表(1)適用職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表(2)適用職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表(3)適用職員でその職務の級が6級以上であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては4号給以上）

- 勤務成績が良好である職員 4号給（特定職員にあっては、3号給）
- ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下（特定職員にあっては2号給以下）
- 二 昇給日において55歳（医師又は歯科医師の資格を有する者のうち医療職給料表(1)の適用を受けている者にあっては、57歳）を超えている職員
 - イ 勤務成績が特に良好である職員 1号給以上
 - 勤務成績が良好である職員 0号給
 - ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 0号給
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない職員又は前年の昇給日以後に、停職、減給若しくは戒告の処分を受けた職員については、第2項第1号ハ又は第2号ハに掲げる職員に該当するものとみなして、それぞれ同項各号に定める昇給区分に決定するものとする。
 - 一 規則第47条に規定する超勤代休時間
 - 二 就業規則に規定する休暇のうち、年次休暇、傷病休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（以下「労働災害又は通勤災害」という。）による傷病休暇に限る。）及び特別休暇
 - 三 就業規則第56条に規定する介護休暇
 - 四 就業規則第56条の2に規定する介護時間休暇
 - 五 就業規則第57条の3第1項第1号の規定による養育両立支援休暇
 - 六 就業規則第75条の規定により職務に専念する義務を免除された場合
 - 七 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）に規定する育児休業
 - 八 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）に規定する部分休業

九 労働災害又は通勤災害による休職

十 派遣職員の派遣

(特別の場合の昇給)

第9条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の規定による昇給をさせることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合

三 勤務成績が特に優秀であるという事由によって表彰を受けた場合

四 就業規則第29条第2項第4号の規定により退職する場合

(復職時等における号給の調整)

第10条 休職、休業又は休暇（以下「休職等」という。）のために勤務しなかった職員が、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、休職等の期間を別表第6に定める休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を決定することができる。

2 前号に定める号給の調整を行った場合には、その都度、調整の時期、調整後の号給等を記載した調書を作成して保管しなければならない。

(再雇用職員の給料月額)

第11条 就業規則第28条の規定に基づき再雇用する職員のうち常時勤務を要する職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、当該再雇用職員に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 就業規則第28条の規定に基づき再雇用する職員のうち短時間勤務を要する職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該再雇用短時間勤務職員の1週当たりの勤務時間を就業規則第34条に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員の給料月額)

第 12 条 就業規則第 57 条第 3 項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

- 2 育児短時間勤務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員以外の職員の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額)

第 12 条の 2 就業規則第 28 条の 2 に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第 5 条第 1 項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第 13 条 給料の計算期間は月の 1 日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は、その月の 15 日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日に当たるときその他次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれその月の当該各号に定める日とする。
- 一 15 日が祝日法による休日又は土曜日に当たるとき（次号に掲げる場合を除く。）。
14 日
 - 二 15 日が祝日法による休日で、かつ、月曜日に当たるとき。16 日
 - 三 15 日が日曜日に当たるとき。13 日
 - 四 災害その他特別の事情により、15 日又は前各号の規定により定められた日を支給日とすることが著しく困難であると理事長が認めたとき。理事長が定める日
- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を栃木県職員の例により日割計算しその際支給する。
- 7 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、栃木県職員の例により日割計算し支給する。

- 一 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合
 - 二 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - 三 育児休業、自己啓発休業若しくは配偶者同行休業を始め、又は当該休業の終了により職務に復帰した場合
 - 四 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- 8 次の各号のいずれかに該当する場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。
- 一 給与期間中給料の支給定日後において新たに職員となった場合
 - 二 給与期間中給料の支給定日前において離職し又は死亡した場合
 - 三 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合
- 9 給料の調整額、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、給料の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 10 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当は、一の給与期間の分を翌月の給料の支給定日に支給するものとする。ただし、当該支給定日前に離職し、若しくは死亡した場合又は第6項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給することができる。

(給料の調整額)

- 第14条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 給料の調整を行う職は、別表第7の職員の欄に掲げる職員の占める職とする。
- 4 前項に定める職を占める職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7-2に定める調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあってはその額に就業規則第35条に規定する勤務時間で除して得た数を

乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 5 給料の調整額は、職員が第3項に定める職を占める期間に限り、その職員の給料額に加えて支給するものとする。

(給料の特別調整額)

第15条 給料の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別表第8に掲げる職について支給する。

- 2 理事長は、その特殊性に基づき、給料月額につき、適正な特別調整額表を定めることができる。
- 3 前項の特別調整額表に定める給料月額の特別調整額は、第1項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。
- 4 第1項に規定する職を占める職員(次項に規定する職員を除く。)に支給する給料の特別調整額は、当該職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る別表第8に掲げる区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第8-2の給料の特別調整額欄に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、別表第8-4に掲げる職にある職員にあっては、その表に定める額とする。
- 5 第1項に規定する職を占める職員のうち、再雇用職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員(以下「再雇用職員等」という。)に支給する給料の特別調整額は、当該職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第8-3の給料の特別調整額欄に定める額(育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 6 前2項に規定する給料の特別調整額は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した割増賃金相当分を含むものとする。
- 7 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(労働災害又は通勤災害により病気休暇を与えられ、又は休職にされた場合を除く。)は、給料の特別調整額は支給することができない。

(初任給調整手当)

第16条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 310,000 円
- 二 看護師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 10,000 円
- 三 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職 月額 2,500 円

2 前項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職(医師法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)第4条の規定による改正後の医師法(第3項において「平成12年改正後の医師法」という。))第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者を除く。)とする。

3 第1項に規定する月額は、職員の区分及び採用の日(採用の日(平成12年改正後の医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者にあつては、当該研修の修了した日の翌日)以後の期間の区分に応じた別表第9又は別表第9-2に掲げる額(就業規則第57条第3項に規定する育児短時間勤務職員にあつては、その額に就業規則第35条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同規則第34条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。))とする。この場合において、第1項第1号に規定する職にある職員のうち大学(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)又は旧官立専門学校官制(昭和21年勅令第210号)による専門学校、国立総合大学及び官立医科大学に臨時附属医学専門部を設置するの件(昭和15年勅令第278号)による附属医学専門部その他理事長が別に定めるものとする。)卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得して、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。)に対する別表第9の適用については採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、第1項第2号に規定する職にある職員に対する別表第9-2の適用については採用の日から学校等卒業の日の属する年の4月1日からそれぞれ採用の日の前日までの期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 第3項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額

が別表第9又は別表第9－2に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて理事長の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところによる。

- 5 初任給調整手当の月額は、当分の間、第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ定める額を加算した額とする。
 - 一 採用の日以後の期間が16年未満である者 55,000円
 - 二 採用の日以後の期間が16年以上28年未満である者 65,000円
 - 三 採用の日以後の期間が28年以上35年未満である者 75,000円
- 6 第1項第1号の規定により初任給調整手当を支給される職員は、医師（歯科医師含む）及び看護師の職に採用された職員であって、その採用が、医師（歯科医師含む）の職に採用された職員にあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間、看護師の職に採用された職員にあつては保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所（以下「学校等」という。）で看護師の職に必要な免許に対応する学校等卒業の日から5年を経過するまでの期間（以下これらを「経過期間」という。）内に行われたものとする。
- 7 前項に規定する経過期間内に新たに第1項に規定する職に占めることとなった職員には、初任給調整手当を支給する。
- 8 第6項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第1項第2号に規定する職にあつては5年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 9 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国派遣された場合は、当該休職の期間（第38条により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該外国派遣の期間は、別表第9及び別表第9－2に掲げる期間には算入しない。
- 10 第1項に規定する職員となった者（第8項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。
- 11 第1項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日

における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、理事長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第 17 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであり、給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得の合計額が年額 130 万円未満のものをいう。ただし、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者を扶養親族とすることはできない。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

三 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

四 満 60 歳以上の父母及び祖父母

五 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者（終身労務に服することができない程度の者）

3 扶養手当の月額は、別表第 10 に定める額を支給する。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 理事長は、前項の規定により職員から届出を受けたときは、第 2 項の規定による要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合におい

てはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 9 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当して給料を減額されるときにおいても、減額されないものとする。
 - 一 第 23 条第 1 項により給与を減額された場合
 - 二 育児部分休業により給与を減額された場合
 - 三 療育両立支援休暇により給与を減額された場合
 - 四 介護休暇により給与を減額された場合
 - 五 介護時間休暇により給与を減額された場合
 - 六 懲戒処分により給与を減ぜられた場合
- 10 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 11 第 5 項に規定する届出において、職員が虚偽の届出又は届出の遅延等により、不当に扶養手当の支給を受けたときは、職員はこれを返還しなければならない。

（地域手当）

第 18 条 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して法人に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、別表第 11 に掲げる率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下、地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも同様とする。）とする。

- 3 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち、医療職給料表(1)の適用を受ける職員は、前項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に別表第 11-2 に掲げる率を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 4 人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員であって、給料表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）の前日に常時勤務に服するものとして一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 第 2 項に規定する 1 級地から 6 級地までの地域又は事務所に在勤していた者（引き続き 6 月を超えてこれらの級地における地域又は事務所に在勤していた者に限る。）の適用日以後の前 2 項の規定による地域手当の支給割合が、適用日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、適用日から 2 年を経過するまでの間、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合に乘じて得た月額の地域手当を支給する。
- 一 適用日から同日以後 1 年を経過する日までの期間 適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合（適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合が適用日の後に改定された場合にあっては、当該地域又は事務所に係る適用日の前日の地域手当の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 適用日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

（住居手当）

第 19 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舍又は配偶者、父母若しくは配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅その他理事長がこれらに準ずると認める宿舍又は住宅（以下「法人宿舍等」という。）に居住している職員を除く。）
 - 二 第 21 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人宿舍等を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして栃木県職員の例により理事長が認める住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額
 - ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額
 - 二 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに第 1 項に規定する職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情をすみやかに理事長へ届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 理事長は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第 1 項に規定する職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 5 職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる場合の区分に応じて、家賃の額に相当する額を算出するものとする。
- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の 100 分の 40 に相当する額
 - 二 居住に関する支払額に電気、ガス、水道料金、駐車場料金、共益費又は家具家電等使用料が含まれている場合 その支払額の 100 分の 90 に相当する額
- 6 住居手当の支給は、職員が新たに第 1 項に規定する職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第 20 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第 3 項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道、高速自動車国道等の利

用に係る特別料金等（その利用に係る運賃又は料金の額から第2項第1号に定める運賃等相当額（同項第3号イに定める普通交通機関等に係る額に限る。）の算出の基礎となる運賃又は料金に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）の額を含む。以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第7項で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員は、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車（二輪自動車を除く。）を使用する職員 別表第12の左欄に掲げる使用距離に応じ、同表の右欄に掲げる額

ロ 前号に掲げる職員以外の職員 別表第12の左欄に掲げる使用距離に応じ、同表の右欄に掲げる額

三 前項第3号に掲げる職員 支給単位期間につき、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 前項第3号に掲げる職員（普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメー

ル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員
第1号及び第2号に定める額

ロ 前項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が第2号に定める額以上である職員（イに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ハ 前項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が第2号に定める額未満である職員（イに掲げる職員を除く。） 第2号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

4 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。

5 通勤手当を支給される職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に手当を返納させるものとする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において就業規則第17条の規定により休職にされ、同第57条の規定により育児休業をし、同第60条の規定により自己啓発等休業をし、同第61条の規定により配偶者同行休業をし、同第89条の規定により停職にされた場合又は外国の病院等に派遣された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

6 前項における返納額は、当該各号に定める額とする。

一 普通交通機関等に係る通勤手当 同項第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。

二 新幹線鉄道等に係る通勤手当 栃木県職員の例より算定した額に相当する額とする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の

通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

□ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 栃木県の関係例規及び通知等の例により定める期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1 箇月

8 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第5項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給期間を定めることができる。

一 就業規則第23条の規定により退職その他の離職をすること。

二 外国の病院等に派遣され、就業規則第57条の規定により育児休業をし、同第60条の規定により自己啓発等休業をし、同第61条の規定により配偶者同行休業をし、同第17条の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

9 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

10 第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場を併せて利用しているものに対して支給する通勤手当の額は、第2項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

一 駐車場を利用する交通の用具が四輪の自動車である場合 当該駐車場の1月当たりの利用料金の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が3,000円を超えるときは、3,000円とする。）

二 駐車場を利用する交通の用具が四輪の自動車以外のものである場合 当該駐車場の

1月当たりの利用料金の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が500円を超えるときは、500円とする。）

- 11 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第9項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 12 同条第2項に定める額について、当該支給単位期間の月数で除して得た額が15万円を超える場合、その職員の通勤手当の額は同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に該当支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（単身赴任手当）

- 第21条 事務所を異にする異動及び新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病、子の養育、配偶者の就業その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する通勤困難の基準は、栃木県職員の例により算定した距離とし、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 通勤距離が60キロメートル以上であること
 - 二 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること
- 3 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル（第18条の規定による地域手当が支給されている職員（栃木県に在勤する職員を除く。以下「地域手当支給職員」という。）にあつては60キロメートル）以上である職員にあつては、その額に、別表第13の左欄に掲げる交通距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を加算した額）とする。
- 4 人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病、子の養育、配偶者の就業その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 5 新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 6 職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
- 7 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第4項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項又は第4項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第1項又は第4項の職員要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。なお、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（特殊勤務手当） ⇒ 県準拠（職員の特殊勤務手当に関する条例第1条）

- 第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第14のとおりとする。
 - 3 同一の日に、特殊勤務手当の額が日額で定められている業務又は作業（以下「業務等」という。）の2以上の業務等に従事した場合は、1日につき当該業務等に従事した場合に支給する特殊勤務手当のうちいずれか最も高額の特務勤務手当（それらの特殊勤務手当の額が同額の場合はいずれか一方の特務勤務手当）を支給する。

（給与の減額）

- 第23条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条及び第41条に規定する休日及び代休日又は同規則第47条に規定する超勤代休時間である場合、同規則第51条、第54条

及び第 55 条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき第 30 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 一 就業規則第 57 条第 2 項の規定による育児部分休業の承認
- 二 就業規則第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による養育両立支援休暇の承認
- 三 就業規則第 56 条に規定による介護休暇の承認
- 四 就業規則第 56 条の 2 の規定による介護時間休暇の承認
- 五 就業規則第 58 条の規定による修学部分休業の承認
- 六 就業規則第 59 条の規定による高齢者部分休業の承認

3 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、前項第 1 号から第 4 号の承認を受けている職員については、第 30 条第 1 項の規定により算出した額とし、前項第 5 号及び第 6 号の承認を受けている職員については、給料の月額及びこれに対する地域手当、初任給調整手当並びに給料の特別調整額の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除した額とする。

(給与の減額方法)

第 24 条 減額すべき給与額の算定の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務しなかった全時間数によって計算し、その時間数に 1 時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

2 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額並びに初任給調整手当及び給料の月額に対する地域手当に対応する額とし、それぞれその次の給与期間以降の給料並びに初任給調整手当及び地域手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給料並びに初任給調整手当及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(超過勤務手当)

第 25 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務

にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日（就業規則第36条に規定する週休日をいう。以下同じ。）における勤務のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日におけるものを除く。第7項において同じ。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 就業規則第47条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

4 第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間については、前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、就業規則第38条第1項の規定により、あらかじめ就業規則第34条及び第37条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条に規定する休日給が支給された時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

6 育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、就業規則第36条第2項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が週38時間45分に

達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。

- 7 第2項及び第3項の規定は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員の第5項に規定する超過勤務手当の支給について準用する。この場合において、第2項中「全時間」とあるのは「全時間（就業規則第38条第1項の規定により第5項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（次条に規定する休日給が支給された時間を除く。）に限る。）」と、「前項」とあるのは「第5項」と、「100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）」とあるのは「100分の50」と、第3項中「前項」とあるのは「第7項において準用する前項」と、「100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項」とあるのは「100分の50から第5項」と、「割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。

（業務中旅行中における超過勤務及び休日勤務の取扱い）

第26条 業務による旅行（出張及び赴任を含む。）中の職員に係る次の各号に掲げる手当の支給については、当該各号の定めるところによる。

- 一 第25条第1項の規定による超過勤務手当 正規の時間を超えて勤務すべきことを理事長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 二 第25条第5項の規定による超過勤務手当 変更後の勤務日の正規の勤務時間中に現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 三 休日給 休日給の支給対象日の正規の勤務時間中勤務すべきことを理事長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 四 管理職員特別勤務手当 週休日又は第27条第3項に規定する祝日法による休日等に臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務し、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。

（休日給）

第27条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。国又は

県の行事の行われる日で理事長が指定する日において勤務した職員についても同様とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日給は、支給されない。

3 前2項において「休日」とは、就業規則第40条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「祝日法による休日等」という。）をいう。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる日をいう。

一 就業規則第41条の規定による代休日（以下「代休日」という。）を指定された職員が、祝日法による休日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合 当該休日に代わる代休日

二 日曜日以外の日を週休日と定められている職員について、祝日法による休日が週休日に当たる場合 週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日（当該勤務日が代休日又は祝日法による休日等に当たるときは、当該代休日又は祝日法による休日等の直後の勤務日）

（夜勤手当）

第28条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（時間数の計算）

第29条 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間におけるそれぞれの全時間数（第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を異にする部分があるとき又は超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）によって計算し、この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第30条 第23条の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第25条、第27条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び就業規則第40条に規定する年末年始の休

日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務割合を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減じて算出した年間の勤務時間で除した額とする。

（宿日直手当）

第31条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、その勤務1回につき、当該各号に定める額の宿日直手当を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 就業規則第49条第1号に規定する勤務 4,300円
- 二 就業規則第49条第2号に規定する勤務 21,000円
- 三 就業規則第49条第3号に規定する勤務 7,200円

2 前項の勤務は、第25条、第27条及び第28条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第32条 第15条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第15条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

一 第1項に規定する場合

- イ 別表第8の区分欄に定める区分が1種 12,000円
- ロ 別表第8の区分欄に定める区分が2種 10,000円
- ハ 別表第8の区分欄に定める区分が3種 8,000円
- ニ 別表第8の区分欄に定める区分が4種又は5種 6,000円
- ホ 別表第8の区分欄に定める区分が6種又は7種 4,000円

二 第2項に規定する場合

- イ 別表第8の区分欄に定める区分が1種 6,000円

- ロ 別表第8の区分欄に定める区分が2種 5,000 円
- ハ 別表第8の区分欄に定める区分が3種 4,000 円
- ニ 別表第8の区分欄に定める区分が4種又は5種 3,000 円
- ホ 別表第8の区分欄に定める区分が6種又は7種 2,000 円

4 第1項の勤務をした後、引き続きいて第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日（次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」（これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項第2号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第38条第7項の規定の適用を受ける職員、基準日若しくは当該退職等をした日において無給の休職、刑事事件に係る休職、研修に係る休職、停職、育児休業（基準日以前6箇月以内に勤務した期間のあるものを除く。）、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員等を除く。）についても、同様とする。

- 一 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- 二 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 前項後段の規定にかかわらず、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者が基準日前1箇月以内に退職した後、引き続き当該人事交流等の直前に在職していた特定一般地方独立行政法人（地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員退職手当規程第16条第5項第1号に規定する特定一般地方独立行政法人をいう。第36条の項において同じ。）の職員となった場合、期末手当は支給しない。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、栃木県職員の例による率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率

で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 各給料表につき別表第 15 の職員欄に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額（別表第 15－2 の職員欄に掲げる職員にあっては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第 3 項の期末手当基礎額とする。
- 6 前 2 項による期末手当の計算の基礎となる給与月額（給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額）は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 一 休職者の場合は、第 38 条に規定する支給率を乗じない給与月額
 - 二 第 23 条第 1 項の規定に基づき給与が減額される場合は、減額前の給与月額
 - 三 懲戒処分により給与を減ぜられた場合には、減ぜられない給与月額
 - 四 外国の病院等に派遣される職員の場合には、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年栃木県条例第 2 号）第 5 条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額
- 7 第 3 項に規定する在職期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった場合は、当該人事交流等の直前に常勤職員として在職した期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる期間を除算する。
 - 一 自己啓発等休業職員として在職した期間の 2 分の 1
 - 二 停職期間
 - 三 育児休業職員（当該育児休業で次に掲げるものをしている者を除く。）として在職した期間の 2 分の 1
 - イ 当該育児休業の期間の全部が育児休業等規程第 4 条の 5 に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業
 - ロ 当該育児休業の期間の全部が育児休業等規程第 4 条の 5 に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業
 - 四 育児短時間勤務職員として在職した期間について、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の 2 分の 1
 - 五 修学部分休業、高齢者部分休業、配偶者同行休業又は研修休職職員として在職した期間の 2 分の 1

（期末手当の不支給）

第 34 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 89 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により解雇された職員
- 三 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）

第 35 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当す

る場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第33条第1項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項第2号に該当して解雇され、又は死亡した職員（基準日若しくは当該退職等をした日において休職（労働災害又は通勤災害による休職を除く。）、停職、育児休業（基準日以前6箇月以内に勤務した期間のあるものを除く。）、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員等を除く。）についても、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者が基準日前1箇月以内に退職した後、引き続いて当該人事交流等の直前に在職していた特定一般地方独立行政法人となった場合、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第6項に規定する職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に理事長が別に定める職員の勤務成績による割合（栃木県職員の例による勤務成績による割合とする。）を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 前項の職員のうち再雇用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい

て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に栃木県職員の例による率（第 15 条第 1 項に規定する職にある職員のうち給料の特別調整額に係る区分が一種から三種までの職員にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、栃木県職員の例による率）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再雇用職員等 当該再雇用職員等の勤勉手当基礎額に栃木県職員の例による率（特定幹部職員にあっては、栃木県職員の例による率）を乗じて得た額の総額

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 第 33 条第 5 項の規定は、第 3 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 36 条第 4 項」と読み替えるものとする。

6 期間率は、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第 16 に定める割合とする。この場合において、勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった場合は、当該人事交流等の直前に常勤職員として在職した期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる期間（第 7 号から第 11 号までに掲げる期間がある場合は、それぞれの勤務しなかった期間又は給与を減額された期間を合算し、第 7 号から第 11 号までの規定を適用した場合に得られる期間）を除算する。

一 自己啓発等休業職員として在職した期間

二 停職期間

三 休職期間（労働災害又は通勤災害による休職期間及び研究職給料表若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち専ら研究に従事する職員（研究職給料表適用職員で職務の級が 1 級であるものを除く。）が、県と共同して、又は県の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職期間を除く。）

四 育児休業職員として在職した期間（第 33 条第 7 項第三号イ及びロに掲げるものをしている者を除く。）

五 育児短時間勤務職員として在職した期間について、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

六 傷病休暇（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）又は介護休業により勤務しなかった期間から第 32 条に規定する週休日及び休日並びに就業規則第 47 条の規定により割り振られた勤務時間の全部について就業規則第 47 条に規定する時間外勤務代休時間を指定された日を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

七 第 23 条第 1 項の規定により給与を減額された期間（その期間が 7 時間 45 分（育児

短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に算出率を乗じて得た時間)未満である場合を除く。)

八 育児部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間

九 修学部分休業、高齢者部分休業又は配偶者同行休業職員として在職した期間

十 介護休暇(派遣先の介護休業を含む。)の承認を受けて勤務しなかった期間が週休日及び休日を除いて30日を超える場合には、その全期間

十一 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

十二 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合(労働災害又は通勤災害による場合を除く。)には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

7 第33条第5項及び第6項並びに前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条第6項中「(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額)」とあるのは「(給料の月額及びこれに対する地域手当の月額)」と、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外) ⇒県準拠(職員の給与に関する条例第21の3条)

第37条 第25条、第27条及び第28条の規定は、第15条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

2 第16条及び第17条の規定は、再雇用職員等には適用しない。

(休職者の給与) ⇒県準拠(職員の給与に関する条例第22条)

第38条 職員が、労働災害又は通勤災害により就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が、結核性疾患にかかり就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、就業規則第17条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以

内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第 17 条第 3 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、労働災害又は通勤災害を受けたと認められるときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第 17 条第 3 号（前項に掲げる場合を除く。）及び第 4 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 7 休職にされた職員には、他の規程に別段の定がない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 6 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 33 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 29 条第 1 項第 2 号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 34 条及び第 35 条の規定を準用する。この場合において、第 34 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 37 条第 8 項」と読み替えるものとする。

（育児休業等の承認を受けた職員の給与）

- 第 39 条 育児休業職員（第 33 条第 1 項及び第 36 条第 1 項に規定する基準日以前 6 箇月以内に勤務した期間のある職員で当該各条の規定により期末手当及び勤勉手当が支給される職員を除く。）、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員の給与については、その休業の期間中、給与を支給しない。

（外国派遣職員の給与）

- 第 40 条 外国に派遣される派遣職員（以下「派遣職員」という。）のうち、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。
- 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると理事長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
 - 3 第 1 項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

(災害派遣手当)

第 41 条 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 第 1 項に規定する派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する派遣された職員（以下「災害応急対策等派遣職員」という。）が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、災害派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第 17 に定める額を支給する。

2 月の一日から末日までを一つの計算期間とし、当該一つの計算期間の分についてその月の翌月の給料の支給定日に支給する。

3 理事長は、前項に規定する災害応急対策等派遣職員の滞在した期間が短期間である場合その他特別の事情により、その必要を認めたときは、前項の支給方法を変更することができる。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第 42 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条に規定する派遣された職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、武力攻撃災害等派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第 17 に定める額を支給する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定について準用する。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第 43 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規定する派遣された職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第 17 に定める額を支給する。

2 第 41 条第 2 項及び第 3 項の規定について準用する。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第 44 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるほか、職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号）その他栃木県の関係例規及び通知等の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

- 2 法人の設立の日において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により栃木県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職等給料表
医療職給料表（１）	医療職給料表（１）
医療職給料表（２）	医療職給料表（２）
医療職給料表（３）	医療職給料表（３）

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日に、引き続き栃木県の職員として昇格昇給をした場合の職務の級及び号給と同じ職務の級及び号給に決定するものとする。

(法人移行職員に係る給与の決定)

- 4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規程の適用に当たっては、施行日の前日までの栃木県職員としての在職期間、勤務成績等を法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。
- 5 施行日前に栃木県において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。
- 6 平成 30 年 4 月に支給される特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成 30 年 3 月にとちぎリハビリテーションセンターに勤務した栃木県職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

(派遣等職員の給与)

- 7 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年栃木県条例第 43 号）に基づき栃木県から法人に派遣された職員又は栃木県との間で締結された取決めに従って要請に応じて栃木県職員から引き続き法人の役員兼職員となった者の給与については、この規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例その他栃木県の関係例規、通知等の定めるところにより算定した額又は栃木県との協議により定めた額を支給する。

(初任給決定の特例)

- 8 新たに職員となった者で、採用前日まで地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター有期雇用職員就業規則第 3 条第 3 号から第 7 号に定める有期雇用職員又は栃木県の臨時的任用職員であった者（栃木県の臨時的任用職員であった者については法人の設立の日採用される者に限る）については、採用の事情等を考慮して採用前日までの給与との均衡上必要があると認められるときは、第 5 条の規定にかかわらず採用前日

に受けていた職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給に決定するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条、第 6 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条及び第 31 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 19 条及び附則第 3 項の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、第 20 条の規定は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条及び第 14 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 19 条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当にかかる住宅を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 19 条の規定にかかわらず、栃木県職員の例により住居手当を支給する。

イ 第 19 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

ロ 当該住居手当の月額に相当する額から改正後の第 19 条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行し、改正後の別表 14 の規定は、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 第20条の規定は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 第4条、第6条（別表第5）及び第14条（別表第7-2、7-3）の規定は、令和4年4月1日から、第33条及び第36条第6項第4号の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第8条第1項及び同条第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター有期雇用職員就業規則第3条に規定する職員
 - (2) 就業規則第13条の3第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第13条の2に規定する職を占める職員
 - (3) 就業規則第25条のただし書きに規定する職員
 - (4) 就業規則第26条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（就業規則第23条第1項第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 第4条及び第16条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第20条の規定は、令和6年1月1日から施行する。
- 3 前項以外の規定は、令和5年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月20日から施行する。ただし、別表第12の規定は令和7年1月1日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2-1、別表第2-2及び別表第9の規定は令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 別表第11について、施行日から令和10年3月31日までの間における支給率は、100分の4を超えない範囲で栃木県職員の例による率とする。
- 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規程別表1から別表第2-2までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が所属していた職務の級が附則別表に掲げられている職員の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は切替日の前日においてその者が所属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1 給料表（第4条関係）

事務職等給料表（この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			

51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100			
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400			
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600			
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900			
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200			
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500			
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700			
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000			
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300			
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500			
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700			
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000			
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300			
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500			
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700			
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000			
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300			
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500			
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700			
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000			
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300			
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500			
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700			
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500				
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500				
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800				
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000				
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200				
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500				
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000				
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200				
86	256, 000	297, 100	346, 000						
87	256, 300	297, 400	346, 400						
88	256, 600	297, 700	346, 800						
89	256, 900	298, 000	347, 000						
90	257, 200	298, 300	347, 400						
91	257, 500	298, 600	347, 800						
92	257, 800	299, 000	348, 200						
93	258, 100	299, 200	348, 400						
94		299, 400	348, 800						
95		299, 700	349, 200						
96		300, 100	349, 500						
97		300, 300	349, 800						
98		300, 600	350, 200						
99		301, 000	350, 600						
100		301, 400	351, 000						
101		301, 600	351, 500						
102		301, 900	351, 900						
103		302, 200	352, 300						

104		302, 500	352, 700						
105		302, 700	353, 200						
106		303, 000	353, 600						
107		303, 300	353, 900						
108		303, 600	354, 200						
109		303, 800	354, 700						
110		304, 200							
111		304, 600							
112		304, 900							
113		305, 100							
114		305, 300							
115		305, 600							
116		306, 000							
117		306, 200							
118		306, 400							
119		306, 700							
120		307, 000							
121		307, 400							
122		307, 600							
123		307, 900							
124		308, 200							
125		308, 500							

再雇用職員	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900
	6 級	7 級	8 級	9 級	
	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000	
定年前再雇用短 時間勤務職員	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900
	6 級	7 級	8 級	9 級	
	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000	

※再雇用短時間勤務職員の給料月額、再雇用職員の給料表にある金額に勤務割合（週当たりの勤務時間／38時間45分）を乗じて得た額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。他の給料表において同様。

別表第 2－1 給料表（第 4 条関係）

医療職給料表（1）（この表は、医師及び歯科医師に適用する。）

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800
2	293,700	403,000	457,100	555,900
3	296,000	405,600	459,000	561,200
4	298,200	408,100	460,900	566,100
5	300,300	410,500	462,300	570,500
6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	

35	385, 300	456, 300	514, 300
36	386, 700	457, 700	515, 600
37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900
70		485, 900	545, 800
71		486, 400	546, 700
72		486, 900	547, 600
73		487, 300	548, 400
74		487, 800	
75		488, 200	

76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	
85		493,500	

再雇用職員	1 級	2 級
	301,700	344,400
	3 級	4 級
	399,500	473,300
定年前再雇用短時間勤務職員	1 級	2 級
	301,700	344,400
	3 級	4 級
	399,500	473,300

医 療 職 給 料 表 (2) (この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	

44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		
93		295,900	333,700	354,700		

94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				

再雇用職員	1 級	2 級	3 級	4 級
	193,000	219,600	248,100	261,700
	5 級	6 級	7 級	
	287,300	328,400	371,000	
定年前再雇用短時間勤務職員	1 級	2 級	3 級	4 級
	193,000	219,600	248,100	261,700
	5 級	6 級	7 級	
	287,300	328,400	371,000	

医療職給料表（３）（この表は、保健師、看護師に適用する。）

職 務 の 級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級
号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000

37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		

80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900		
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600			
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200			
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700			
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000			
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500			
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900			
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200			
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800			
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300			
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800			
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300			
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900			
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400			
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900			
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300			
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900			
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400			
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900			
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400			
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000			
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400			
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900			
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600				
111	297, 800	328, 800	363, 100				
112	298, 100	329, 100	363, 500				
113	298, 400	329, 400	363, 900				
114	298, 600	329, 800	364, 300				
115	298, 900	330, 100	364, 800				
116	299, 100	330, 400	365, 300				
117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900					
123	301, 300	332, 200					

124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						

167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

再雇用職員	1 級	2 級	3 級	4 級
	239,700	260,200	267,500	277,900
	5 級	6 級	7 級	
	294,300	331,900	376,600	
定年前再雇用短時間勤務職員	1 級	2 級	3 級	4 級
	239,700	260,200	267,500	277,900
	5 級	6 級	7 級	
	294,300	331,900	376,600	

別表第2－2 給料表(第4条関係)

福祉職給料表

(この表は、生活支援員に適用する。)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800

38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	

83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	
119		273,700	309,900	
120		273,900	310,100	
121		274,100	310,300	
122		274,300	310,600	
123		274,600	310,900	
124		274,900	311,100	
125		275,100	311,300	
126		275,300	311,600	
127		275,600	311,900	
128		275,900	312,100	

129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

再雇用職員	1 級	2 級	3 級
	197, 900	209, 000	227, 500
	4 級	5 級	
	248, 600	279, 800	
定年前再雇用短時間 勤務職員	1 級	2 級	3 級
	197, 900	209, 000	227, 500
	4 級	5 級	
	248, 600	279, 800	

別表第3 級別基準職務表（第4条関係）

イ 事務職等給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務
4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 副主幹の職務 2 室長補佐又は部長補佐の職務
6 級	1 主幹の職務 2 室長又は部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う室長補佐又は部長補佐の職務
7 級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う室長又は部長の職務
8 級	副所長の職務
9 級	困難な業務を行う副所長の職務

ロ 医療職給料表（1）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医師の職務
2 級	医長又は科長の職務
3 級	1 副主幹の職務 2 主幹又は部長の職務 3 医療局長の職務
4 級	所長の職務

ハ 医療職給料表（2）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う技師の職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任の職務

5 級	1 係長の職務 2 副主幹の職務 3 部長補佐の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 主幹の職務 2 部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う部長補佐の職務
7 級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う部長の職務

ニ 医療職給料表（３）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師又は看護師の職務 2 主任である准看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の業務
3 級	1 主任である保健師又は看護師の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 困難な業務を行う主任である准看護師の職務
4 級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任である保健師又は看護師の職務 3 特に困難な業務を行う主任である准看護師の職務
5 級	1 係長又は看護師長の職務 2 副主幹の職務 3 部長補佐の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 主幹の職務 2 部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う部長補佐の職務
7 級	困難な業務を行う部長の職務

ホ 福祉職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	生活支援員の職務
2 級	高度な技能又は経験を必要とする生活支援員の職務

3 級	主任生活支援員の職務
4 級	技査の職務
5 級	高度な技能又は経験を必要とする技査の職務

別表第4 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第4－2 修学年数調整表（第5条関係）

学歴区分	修学年数	基 準 学 歴 区 分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博 士 課 程 修 了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修 士 課 程 修 了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大 学 6 卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大 学 専 攻 科 卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大 学 4 卒	16年		+2年	+4年	+7年
短 大 3 卒	15年	－1年	+1年	+3年	+6年
短 大 2 卒	14年	－2年		+2年	+5年
高 校 専 攻 科 卒	13年	－3年	－1年	+1年	+4年
高 校 3 卒	12年	－4年	－2年		+3年
高 校 2 卒	11年	－5年	－3年	－1年	+2年
中 学 卒	9年	－7年	－5年	－3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について、理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもつて、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第 4－3 経験年数換算表（第 5 条関係）

経歴の種類・職員の職務との関係		換 算 率
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関、外国政府職員としての在職期間		1 0 割以下
民間における企業体団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	1 0 割以下
	その他のもの	8 割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		1 0 割以下
その他の期間	医療研究等の職務で関係があると認められるもの	1 0 割以下
	その他の期間	5 割以下

備考

経歴欄の左欄「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練期間における在校期間（正規の修業年限内の期間に限る。）に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を、職員としての職務に直接役立つと認められる期間については 80/100 以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100 以下）、その他の期間については 50/100 以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100 以下）とする。

別表第4－4 初任給基準表（第5条関係）

イ 事務職等給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒 業 程 度		1 級 2 5 号 給
高 等 学 校 卒 業 程 度		1 級 9 号 給
資 格 ・ 免 許 職	大 学 卒	1 級 2 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 7 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5 号 給

ロ 医療職給料表（1）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 及 び 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	1 級 2 5 号 給
	大 学 六 卒	1 級 9 号 給

ハ 医療職給料表（2）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 六 卒	2 級 1 7 号 給
	大 学 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
	高 校 卒	1 級 5 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5 号 給

二 医療職給料表（３）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	２級 １５号給
	短 大 ３ 卒	２級 ９号給
看 護 師	短 大 ３ 卒	２級 ９号給
	短 大 ２ 卒	２級 ５号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	１級 ５号給

ホ 福祉職給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
生 活 支 援 員	中 学 卒	１級 １号給
	高 校 卒	１級 ５号給

別表第5 昇格時号給対応表（第6条関係）

イ 事務職等給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に 受けて いた号 給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	

36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			

79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						

122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

□ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に 受けて いた号 給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5

36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	

79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

ハ 医療職給料表(Ⅱ)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に 受けて いた号 給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9

36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		

79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

二 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に 受けて いた号 給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15

36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	

79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			

122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					

165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

ホ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11

38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28

81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	

124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

別表第6 休職期間等調整換算表（第10条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
労働災害又は通勤災害による休職又は休暇の期間	3／3以下
労働災害又は通勤災害上の生死不明又は所在不明による休職の期間	
派遣職員の派遣の期間	
就業規則第56条に規定する介護休暇の期間	
職務に関連があると認められる学術上の長期の研究、調査等に 従事する場合の休職の期間	1／2以下
私傷病による休職又は休暇の期間（労働災害又は通勤災害によ るものを除く。）	1／3以下（ただし、結核性疾患にあ っては、1／2以下とすることができ る）
生死不明又は所在不明による休職の期間（労働災害又は通勤災 害によるものを除く。）	
刑事事件に係る起訴による休職の期間（無罪の判決を受けた場 合の休職に限る。）	3／3以下

別表第7 適用区分表（第14条関係）

職 員	調整数
1 理学療法士（10に掲げる職員を除く。） 2 作業療法士（10に掲げる職員を除く。） 3 生活支援員	3
4 保育指導員	2. 5
5 生活指導員（10に掲げる職員を除く。）及び職業指導員 6 病理細菌技術者 7 診療エックス線技師及び診療放射線技師 8 医師、看護師等及び心理判定業務に従事する職員（10に掲げる職員を除く。）、言語聴覚士並びに医療社会事業に従事する職員 9 保健師（管理職員を除く。）	2
10 医師、看護師等、理学療法士、作業療法士、心理判定業務に従事する職員及び生活指導員（管理職員に限る。）	1. 5
11 薬剤師及び栄養士	1

別表第7－2

調整基本額表（第14条関係）

1 事務職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,600 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,800 円
2 級	13,100 円
3 級	14,500 円
4 級	15,600 円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100 円
2 級	9,400 円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

5 福祉職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,000 円
2 級	7,400 円
3 級	8,500 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

別表第8 給料の特別調整額表（第15条関係）

職	区 分
所長	二種
副所長 医療局長	二種
部長（リハビリテーション部を除く。）	四種
リハビリテーション部長	五種

別表第 8－2（第 15 条関係）

イ 事務職等給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	一種	1 1 4, 7 0 0 円
	二種	1 0 4, 2 0 0 円
8 級	一種	1 0 3, 4 0 0 円
	二種	9 4, 0 0 0 円
7 級	二種	8 8, 5 0 0 円
	三種	7 9, 7 0 0 円
	四種	6 6, 4 0 0 円
	五種	6 2, 0 0 0 円
	六種	5 7, 5 0 0 円
6 級	二種	8 3, 1 0 0 円
	三種	7 4, 8 0 0 円
	四種	6 2, 3 0 0 円
	五種	5 8, 2 0 0 円
	六種	5 4, 0 0 0 円
	七種	4 9, 9 0 0 円
5 級	三種	7 1, 4 0 0 円
	七種	4 7, 6 0 0 円

ロ 医療職給料表（1）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	一種	1 2 1, 1 0 0 円
	二種	1 1 0, 1 0 0 円
	三種	9 9, 1 0 0 円
	四種	8 2, 6 0 0 円
3 級	二種	1 0 2, 8 0 0 円
	三種	9 2, 5 0 0 円
	四種	7 7, 1 0 0 円
	五種	7 1, 9 0 0 円

ハ 医療職給料表（２）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
７ 級	三種	７ ８， ８ ０ ０ 円
	四種	６ ５， ７ ０ ０ 円
	五種	６ １， ３ ０ ０ 円
６ 級	三種	７ ４， ８ ０ ０ 円
	四種	６ ２， ３ ０ ０ 円
	五種	５ ８， ２ ０ ０ 円
５ 級	五種	５ ５， ０ ０ ０ 円

ニ 医療職給料表（３）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
７ 級	四種	６ ６， ３ ０ ０ 円
６ 級	四種	６ ５， ０ ０ ０ 円
	五種	６ ０， ７ ０ ０ 円

別表第 8－3（第 15 条関係）

イ 事務職等給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	一種	9 9, 4 0 0 円
	二種	9 0, 3 0 0 円
8 級	一種	8 7, 8 0 0 円
	二種	7 9, 8 0 0 円
7 級	二種	7 2, 9 0 0 円
	三種	6 5, 6 0 0 円
	四種	5 4, 7 0 0 円
	五種	5 1, 0 0 0 円
	六種	4 7, 4 0 0 円
6 級	二種	6 4, 2 0 0 円
	三種	5 7, 8 0 0 円
	四種	4 8, 2 0 0 円
	五種	4 5, 0 0 0 円
	六種	4 1, 8 0 0 円
	七種	3 8, 5 0 0 円
5 級	七種	3 5, 4 0 0 円

ロ 医療職給料表（1）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	一種	1 0 2, 0 0 0 円
	二種	9 2, 7 0 0 円
	三種	8 3, 5 0 0 円
	四種	6 9, 6 0 0 円
3 級	二種	7 8, 1 0 0 円
	三種	7 0, 3 0 0 円
	四種	5 8, 6 0 0 円
	五種	5 4, 7 0 0 円

ハ 医療職給料表（２）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
７ 級	三種	６ ７， ２ ０ ０ 円
	四種	５ ６， ０ ０ ０ 円
	五種	５ ２， ２ ０ ０ 円
６ 級	三種	５ ９， ３ ０ ０ 円
	四種	４ ９， ４ ０ ０ 円
	五種	４ ６， １ ０ ０ 円
５ 級	五種	４ ０， ２ ０ ０ 円

ニ 医療職給料表（３）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
７ 級	四種	５ ６， ９ ０ ０ 円
６ 級	四種	４ ９， ９ ０ ０ 円
	五種	４ ６， ６ ０ ０ 円

別表 8－4（第 15 条関係）

職	給料表	職務の級	額
医療局長	医療職給料表（1）	4 級	9 3，6 0 0 円
		3 級	8 7，4 0 0 円
看護部長	医療職給料表（3）	6 級	5 6，3 0 0 円

別表第9 初任給調整手当（第16条関係）

期間の区分	初任給調整手当月額
1年未満	310,000円
1年以上 2年未満	310,000円
2年以上 3年未満	310,000円
3年以上 4年未満	310,000円
4年以上 5年未満	310,000円
5年以上 6年未満	310,000円
6年以上 7年未満	310,000円
7年以上 8年未満	310,000円
8年以上 9年未満	310,000円
9年以上 10年未満	310,000円
10年以上 11年未満	310,000円
11年以上 12年未満	310,000円
12年以上 13年未満	310,000円
13年以上 14年未満	310,000円
14年以上 15年未満	310,000円
15年以上 16年未満	310,000円
16年以上 17年未満	306,700円
17年以上 18年未満	303,400円
18年以上 19年未満	300,100円
19年以上 20年未満	296,800円
20年以上 21年未満	293,500円
21年以上 22年未満	281,500円
22年以上 23年未満	268,000円
23年以上 24年未満	254,500円
24年以上 25年未満	241,000円
25年以上 26年未満	227,500円
26年以上 27年未満	210,500円
27年以上 28年未満	193,500円
28年以上 29年未満	176,500円
29年以上 30年未満	159,500円
30年以上 31年未満	142,000円
31年以上 32年未満	124,500円
32年以上 33年未満	107,000円
33年以上 34年未満	87,000円
34年以上 35年未満	67,000円

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4項に規定する経過期間内に新たに第1号に規定する職員となった日以後の期間を示す。

別表 9－2 初任給調整手当（第 16 条関係）

職員の区分 期間の区分	第 1 項第 2 号の職を占める職員
	円
1 年未満	1 0 , 0 0 0
1 年以上 2 年未満	8 , 0 0 0
2 年以上 3 年未満	6 , 0 0 0
3 年以上 4 年未満	4 , 0 0 0
4 年以上 5 年未満	2 , 0 0 0

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 項に規定する経過期間内に新たに第 2 号及び第 3 号に規定する職員となった日以後の期間を示す。

別表第 10 扶養手当の額 (第 17 条関係)

(単位：円)

年度		令和 7 年度	令和 8 年度 以降
扶養親族	配偶者 (第17条第2項第1号)	3,000	(支給なし)
	事務職等給料表 7 級以下	(支給なし)	(支給なし)
	事務職等給料表 8 級	(支給なし)	(支給なし)
	事務職等給料表 9 級	(支給なし)	(支給なし)
子 (第17条第 2 項第 2 号)		11,500	13,000
父母等 (第17条第2項第3号から第6号まで)	事務職等給料表 7 級以下	6,500	6,500
	事務職等給料表 8 級	3,500	3,500
	事務職等給料表 9 級	(支給なし)	(支給なし)

備考

- 「事務職等給料表 7 級」、「事務職等給料表 8 級」及び「事務職等給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

別表第 1 1 地域手当の率 (第 1 8 条関係)

地域手当の率	1 0 0 分の 4
--------	------------

別表第 1 1 - 2 地域手当の率 (第 1 8 条関係)

地域手当の率	1 0 0 分の 1 6
--------	--------------

別表第12 自動車等の使用者の通勤手当の額（第20条関係）

片道の通勤距離		支給月額	
		四輪の自動車	その他
2キロメートル以上	4キロメートル未満	2,000円	2,000円
4キロメートル以上	6キロメートル未満	4,200円	4,200円
6キロメートル以上	8キロメートル未満	5,520円	
8キロメートル以上	10キロメートル未満	7,100円	
10キロメートル以上	12キロメートル未満	8,680円	7,100円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	10,260円	
14キロメートル以上	16キロメートル未満	11,830円	10,000円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	13,410円	
18キロメートル以上	20キロメートル未満	14,990円	
20キロメートル以上	22キロメートル未満	16,570円	12,900円
22キロメートル以上	24キロメートル未満	18,140円	
24キロメートル以上	26キロメートル未満	19,720円	15,800円
26キロメートル以上	28キロメートル未満	21,300円	
28キロメートル以上	30キロメートル未満	22,880円	
30キロメートル以上	32キロメートル未満	24,450円	18,700円
32キロメートル以上	34キロメートル未満	26,030円	
34キロメートル以上	36キロメートル未満	27,610円	21,600円
36キロメートル以上	38キロメートル未満	29,190円	
38キロメートル以上	40キロメートル未満	30,770円	
40キロメートル以上	42キロメートル未満	32,340円	24,400円
42キロメートル以上	44キロメートル未満	33,920円	
44キロメートル以上	46キロメートル未満	35,500円	26,200円
46キロメートル以上	48キロメートル未満	37,080円	
48キロメートル以上	50キロメートル未満	38,650円	
50キロメートル以上	52キロメートル未満	40,230円	28,000円
52キロメートル以上	54キロメートル未満	41,810円	
54キロメートル以上	56キロメートル未満	43,390円	29,800円
56キロメートル以上	58キロメートル未満	44,970円	
58キロメートル以上	60キロメートル未満	46,540円	
60キロメートル以上	62キロメートル未満	48,120円	31,600円
62キロメートル以上	64キロメートル未満	49,700円	
64キロメートル以上	66キロメートル未満	51,280円	
66キロメートル以上	68キロメートル未満	52,850円	
68キロメートル以上	70キロメートル未満	54,430円	
70キロメートル以上	72キロメートル未満	56,010円	

72キロメートル以上 74キロメートル未満	57,590円	
74キロメートル以上 76キロメートル未満	59,160円	
76キロメートル以上 78キロメートル未満	60,740円	
78キロメートル以上 80キロメートル未満	62,320円	
80キロメートル以上	63,900円	

備考 平均1箇月当たりの通勤所要回数（年間通勤所要回数を12で除して得た額）が、10回に満たない再雇用短時間勤務職員等については、それぞれの額に50／100を乗じて得た額を減額する。

別表第 1 3 交通距離に応じた加算額（第 2 1 条関係）

交 通 距 離	加 算 額	
	地域手当支給職員	その他
60km以上100km未満	8, 0 0 0 円	
100km以上300km未満	1 6, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
300km以上500km未満	2 4, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
500km以上700km未満	3 2, 0 0 0 円	2 4, 0 0 0 円
700km以上900km未満	4 0, 0 0 0 円	3 2, 0 0 0 円
900km以上1, 100km未満	4 6, 0 0 0 円	4 0, 0 0 0 円
1, 100km以上1, 300km未満	5 2, 0 0 0 円	4 6, 0 0 0 円
1, 300km以上1, 500km未満	5 8, 0 0 0 円	5 2, 0 0 0 円
1, 500km以上2, 000km未満	6 4, 0 0 0 円	5 8, 0 0 0 円
2, 000km以上2, 500km未満	7 0, 0 0 0 円	6 4, 0 0 0 円
2, 500km以上	7 0, 0 0 0 円	7 0, 0 0 0 円

別表第 1 4 特殊勤務手当の額（第 2 2 条関係）

種 類	支給される職員の範囲	支 給 額
1 防疫作業に従事する職員	職員が、感染症（1 類～3 類及び新型インフルエンザ等感染症並びに栃木県人事委員会がこれらに相当すると認めるもの）が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき（2 に規定する作業に従事したときを除く。）	（日）330 円
2 夜間業務手当	一 看護等の業務に従事する看護師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間）において行われる業務に従事したとき	次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 （1 回）7,300 円 ロ 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 ○ 4 時間以上（1 回）3,550 円 ○ 2 時間以上 4 時間未満 （1 回）3,100 円 ○ 2 時間未満（1 回）2,150 円
	二 指導及び訓練の業務に従事する生活支援員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間）において行われる業務に従事したとき	（1 回）1,100 円

備考 再雇用短時間勤務職員の月額特殊勤務手当の額は、上記の表の月額（金額で定められているものに限る。）に、勤務割合（週当たりの勤務時間／38 時間 45 分）を乗じて得た額とする（1 円未満切り捨て）。

別表第15 役職段階別加算の区分（第33条関係）

給料表	職 員	加 算 割 合
事務職等給料表	職務の級が9級及び8級である職員	100分の20
	職務の級が7級及び6級である職員	100分の15
	職務の級が5級及び4級である職員	100分の10
	職務の級が3級の職員である職員	100分の5
医療職給料表（1）	職務の級が4級である職員（所長）	100分の20
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級である職員（課長級、課長補佐級在職4年以上）	100分の15
	職務の級が3級である職員 職務の級が2級である職員（係長級在職2年以上）	100分の10
	職務の級が2級である職員 職務の級が1級である職員（大学6卒経験6年以上）	100分の5
医療職給料表（2）	職務の級が7級である職員 職務の級が6級である職員（課長級、課長補佐級在職4年以上）	100分の15
	職務の級が6級及び5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級である職員（主任）	100分の5
医療職給料表（3）	職務の級が7級及び6級である職員	100分の15
	職務の級が5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級及び2級である職員（主任）	100分の5
福祉職給料表	職務の級が5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級かつ4月1日現在年齢38歳以上である職員	100分の5

別表第15-2 管理職加算（第33条関係）

給料表	給料の特別調整額の区分		加算割合
事務職等給料表	部長級	1種	22%
		2種	15%
医療職給料表（1）	所長	2種	15%

別表第 16 勤勉手当の支給割合（第 36 条関係）

勤 務 期 間	期 間 率
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

別表第 17 災害派遣手当等 (第 41 条、第 42 条、第 43 条関係)

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- 1 滞在した期間とは、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員が栃木県の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。
- 2 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。